

令和6年度 第 3 回

# 国民健康保険運営協議会

令和7年3月15日（土）

新宿区健康部医療保険年金課

午後3時00分開会

○ひやま会長 本日は、年度末のお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の進行をいたします会長のひやまでございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議は、終了時間を17時としております。活発な御審議をいただけるよう、会議の円滑な進行に努めてまいりますので、皆様、御協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、令和6年度第3回新宿区国民健康保険運営協議会を開催いたします。

最初に、事務局より保険者と事務局職員の紹介と、本日の委員の出欠などについて御報告をお願いいたします。

健康部長。

○石原健康部長 それでは、初めに、保険者と事務局職員を紹介させていただきます。

保険者の吉住健一新宿区長でございます。

○吉住区長 吉住でございます。よろしく願いいたします。

○石原健康部長 寺田好孝副区長でございます。

○寺田副区長 寺田でございます。本日はありがとうございます。

○石原健康部長 菅野秀昭健康部副部長でございます。

○菅野健康部副部長 菅野です。よろしく願いいたします。

○石原健康部長 井出修医療保険年金課長でございます。

○井出医療保険年金課長 井出でございます。よろしく願いいたします。

○石原健康部長 そして、私は健康部長、石原美千代でございます。

以上、保険者と事務局職員の紹介をさせていただきました。

続きまして、本日の委員の御欠席についてです。

被保険者を代表する委員の白井和美委員と高井江美子委員、保険医・保険薬剤師を代表する委員の橋口一弘委員、公益を代表する委員の野口晴子委員、被用者保険等保険者を代表する委員の君塚辰夫委員と大石昇委員の6名につきましては、御都合により本日御欠席の旨、事前に御連絡をいただいております。

以上、事務局からの報告でした。

それでは、会長にお返しいたします。

○ひやま会長 それでは、会議の定足数を確認いたします。

本日、会場に御出席いただいております委員は、会長を含め23名、欠席が6名となりま

す。

したがいまして、新宿区国民健康保険運営協議会規則第6条第2項に基づき、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

議事に入ります前に、新宿区国民健康保険運営協議会規則第8条第2項に基づき、会議録の署名委員を櫻井久美子委員と星野洋委員にお願いしたいと思っております。御両名様、よろしくお願いいたします。

では、本日の運営協議会の傍聴について、委員の皆様にお諮りしたいと思っております。

諮問機関である当会議の傍聴につきましては、公開が原則となっております。よって、傍聴を許可したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○ひやま会長** 異議なしとのことですので、傍聴を許可することといたします。

それでは、事務局の方、傍聴者の入場をお願いいたします。

(傍聴者入場)

**○ひやま会長** ここで、議事に入る前に、保険者である区長から御挨拶をいただきます。

区長。

**○吉住区長** 区長の吉住健一でございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から新宿区国民健康保険の安定的な運営に御協力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、本日は、「新宿区国民健康保険料率の改定について」など4件について御審議いただきたく諮問させていただきました。令和7年度の保険料率につきましては、昨年11月に東京都から納付金試算額が示されて以降、特別区長会において検討を重ねてまいりました。

後ほど担当課長が詳細を説明いたします。御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

**○ひやま会長** ありがとうございました。

それでは、本日の議事に入ります。

まず、諮問事項についてです。

今回、新宿区長より「新宿区国民健康保険料率の改定について」、「低所得者の保険料の減額基準の改定について」、「国の通知による徴収猶予に関する制度運用への対応について」、「申請手続の押印廃止の推進に伴う申請様式の改正について」、以上4件について

諮問されております。

それでは、これらの諮問事項について、事務局から説明をお願いいたします。

医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 医療保険年金課長でございます。

それでは、諮問事項4件につきまして、一括で御説明いたします。着座のまま説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

御説明の資料といたしましては、お手元でございます「令和6年度第3回新宿区国民健康保険運営協議会・審議事項資料」を主に、「参考資料1」についても少し御使用させていただきたいと思っております。

「参考資料2」につきましては、基礎統計や制度等の説明資料になっておりますので、補足として御活用いただければと思っております。

では、審議事項資料の表紙をめくっていただきまして、1ページ目を御覧ください。

諮問事項の1つ目、「新宿区国民健康保険料率の改定」についてでございます。

東京都から示されました令和7年度の国民健康保険の運営に必要な事業費納付金総額を受けまして、この事業費納付金を被保険者からの保険料によって賄うために、特別区長会が協議の上、特別区の被保険者の所得状況や被保険者数の予測を行い、令和7年2月17日の区長会総会で特別区の基準保険料率が決定されたところでございます。

新宿区におきましては、特別基準保険料率を採用しておりまして、令和7年度新宿区国民健康保険料率は（案）のとおりとなっているところでございます。

まず、新宿区の国民健康保険に関しましては、医療分、それから、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の3区分がございます。純粹に保険給付に充てられる部分といたしましては医療分というところでございます。後期高齢者支援金等分に関しましては、75歳以上の全国民が加入する後期高齢者医療保険を支えるためのもので、国民健康保険に限らず、74歳までの方全てに支援が求められているところでございます。介護納付金分は、介護保険制度の2号被保険者である40歳から64歳までの全国民に対する介護保険料とも言えるもので、医療保険と合わせて保険料を納める仕組みとなっているところでございます。

では、表に従いまして、3区分ごとの令和7年度の保険料率について御説明いたします。

医療分につきましては、所得割率が0.98ポイント減の7.71%、均等割額は1,800円減の4万7,300円、賦課限度額は1万円増の66万円となるところでございます。この理由といたしましては、1人当たりの医療費推計の減というところが理由の主なところでございます。

続きまして、後期高齢者支援金等分につきましては、所得割率が0.11ポイント減の2.69%、均等割額は300円増の1万6,800円、賦課限度額は2万円増の26万円となったところでございます。特別区における後期高齢者支援金の納付金額は増加をいたしました。被保険者の所得の伸びが納付金額の伸びを上回ったために、所得割率は減となったところでございます。

3つ目の介護納付金分についてでございます。所得割率が0.09ポイント増の2.25%、均等割額は100円増の1万6,600円、賦課限度額は据え置きの17万円となっているところでございます。

介護納付金の所得割率は、令和5年度までは各区算定でしたが、統一に向けて、令和6年度料率からは特別区の基準料率が示され、ロードマップ達成時期である令和8年度までは経過措置期間とされているところでございます。

新宿区におきましては、被保険者の人数と所得の状況から算定して求めた料率と差異がほぼないというところを踏まえまして、令和7年度料率からは特別区の基準保険料率を採用しているところでございます。

では、今回の保険料率について、特別区長会での検討内容等について御説明いたします。  
2ページ目を御覧ください。

こちらは、特別区の基準保険料率算定における基本的な考え方でございます。

特別区では、国保制度改革に伴う対応方針を決めてございます。都内の保険料水準の統一に向けまして23区統一で対応していくこと、医療費の適正化、収納率の向上を図ること、また、国保制度改革に伴う保険料の急激な上昇に対応するため激変緩和措置を行いながら、法定外繰入れの削減と解消を目指すことがその内容となっているところでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

12月に開催されました運営協議会におきましては、仮係数に基づく事業費納付金の速報値として御説明させていただいたところでございます。1月に入りまして、確定係数に基づく最終的な納付金額が東京都から示されましたので御説明をさせていただきます。

1人当たりの納付金額は、仮係数の段階では、令和6年度から4.0%の減となっていたところでございますが、最終的には令和6年度と比較をいたしまして4.7%の減となったところでございます。

右側の囲み、カラーで塗っているところでございますけれども、この中に1人当たり納付金額減の要因について簡単に説明をしております。12月の仮算定の時点での説明と同様、

保険給付費等の減に伴う歳出の減が主な要因となっているところでございます。

続きまして、4ページ目を御覧ください。

こちらは、東京都から示されました納付金額等を特別区全体でまとめた資料でございます。

各区は、納付金相当額を被保険者の方から保険料として収入いたしまして東京都に納付する仕組みとなるために、この納付金の状況が保険料の算定に直接影響するものでございます。特別区全体の1人当たりの納付金の減少率は5.0%となっておりまして、先ほど御説明いたしました東京都全体の動きとほぼ同じというふうな状況になっているところでございます。

続きまして、5ページ目を御覧ください。

こちらでは、東京都全体、さらには特別区全体の納付金額が減少することになった主な要因について御説明をさせていただきます。

歳出が減少する見込みであることと、歳入が増加する見込みであることの2つの要因から御説明いたします。

まず、歳出の減としては、まず、1人当たりの医療費の推計の減が挙げられます。令和6年度の納付金を算定する際は、医療費が大きく増加傾向にありましたが、直近の実績ではその医療費の伸びが鈍化しているという状況がございます。そのため、直近の実績を基に算出した令和7年度推計が令和6年度よりも低くなりましたというところでございます。

次に、高額療養費の自己負担額の引上げについてでございます。

こちらは、つい先日、令和7年8月、今年の8月の診療分から引上げをするというふうなところで議論されてきたところでございますけれども、国会においては一旦見送るという形で政府から方針が示されたところでございます。ただし、国が確定係数を示し、東京都が納付金を算定した時点では、令和7年8月から高額療養費の自己負担限度額が引き上げられる当初案が示されたことから、東京都では、当初案に基づき、被保険者の自己負担限度額の引上げ、これまで見ていた部分を保険給付が減少するという見込みで国が示した影響率、マイナス0.21%を反映した算定を行っているというところでございます。

歳入の部分でございます。こちらに関しましては、過年度調整の増によるものが大きくなっています。これは、東京都において、事業費納付金の過多等により令和5年度決算剰余金、こちらが大幅に残が生まれて、199億円という形になりました、このうち156億円が令和7年度納付金の減算のために活用されたものとなっているというところでございます。

続いて、6ページを御覧ください。

こちらは、東京都から示された納付金額を受けまして、特別区長会といたしまして令和7年度の激変緩和割合の最終決定を行ったところでございます。

特別区独自の激変緩和措置は、令和5年度で終了する計画でございましたが、新型コロナウイルスによる影響等を踏まえまして、令和3年度と令和5年度に激変緩和割合を据え置く対応を行ったところでございます。

そのため、6年2月の区長会総会におきまして、当初から遅れた2年分を延長し、令和8年度でのロードマップの達成を目指すという決定を行ったところでございます。令和7年2月の区長会総会におきましても、その方針どおり、令和7年度は激変緩和割合を99%とする決定を行ったというところでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

ここからは、新宿区の被保険者の影響について御説明させていただきます。

1人当たりの保険料に関しましては、被保険者全体の平均でございまして、その推移により全体の傾向や財政に与える影響を見ることができます。

新宿区の1人当たりの保険料に関しましては、被保険者全体の平均、表の中段の黄色い枠で囲っている部分でございます。こちらが対前年度比1.74%となる14万9,086円となるところでございます。その下のところでございます。40歳未満と65歳以上の介護分がかからない方の分、これは緑色で表しているところでございますが、こちらは対前年度1.83%減の13万7,393円、さらにその下でございませけれども、40歳以上65歳未満の介護分もかかる方、オレンジで示しているところでございます。こちらですと対前年1.23%減の17万6,580円となるものでございます。

こちらは、特別区の基準保険料率を新宿区に適用した数値でございませけれども、新宿区の被保険者の平均所得、こちらが増加していることから、1人当たりの保険料の減少率は特別区の1.93%と比較いたしまして、やや小さくなっているという状況でございませ。

また、保険料率改定を反映した令和7年度法定外繰入れの見込みに関しましては、令和6年度見込みが25億8,000万円であるところから、約10億円減りまして、15億7,000万円というところが予定されているところでございませ。

続きまして、8ページを御覧ください。

こちらは、特別区基準保険料率の算定を行った際の保険料軽減策の効果について御説明するところでございませ。

特別区長会が試算した特別区全体の保険料軽減策の影響額は、約158億円となっていると

ところでございます。そのうち、6ページで御説明いたしました激変緩和率を99%とした独自の激変緩和措置によるものが約31億円、「保険料の未納発生を考慮した収納率の割戻し」を行わないことによるものが約127億円となっているところでございます。

ここで、「保険料の未納発生を考慮した収納率の割戻し」の未実施の概要について補足させていただきます。

特別区の平均収納率は約90%と、23区以外の市町村と比べますとやや低く、発生した未納分を割り戻して保険料率を設定した場合、つまりは保険料の未納分が発生することをあらかじめ考慮に入れた上で、その分を上乗せして保険料率を設定した場合、保険料の大幅な増加につながるところでございます。そのために、「保険料の未納発生を考慮した収納率の割戻し」を行わずに、発生した未納分は、一般会計からの法定外繰入れで補填することとして保険料算定を行っているという状況でございます。

この158億円という影響額につきましては、新宿区の保険料収入に対する軽減策の影響額を試算すると約9億7,400万円となるところでございます。

表の中では、上記の保険料軽減策を全く行わなかった場合の保険料との比較をしています。軽減前後を比べますと、新宿区における被保険者全体の1人当たりの保険料に関しましては、下段のほうの被保険者全体という形になりますが、マイナスの1万1,091円の減となるものでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

ここでは、被保険者への影響について、参考資料1から構成比の多い世帯の例などを取り上げて文字に起こしたものでございます。

視覚的に見たほうが分かりやすいと思いますので、参考資料の1のほうを併せて御覧ください。

審議事項資料の7ページ、8ページの御説明に関しましては、東京都の納付金算定、特別区長会の保険料算定時点の被保険者や所得のデータを使って1人当たりの保険料等の数字を示させていただきましたが、参考資料1では、できる限り現状に近い数字をとということで、令和7年2月1日時点のデータを使いまして様々な世帯構成・所得階層のケースごとに令和7年度の保険料を試算しているというところでございます。

では、参考資料の1ページをめくっていただきまして、保険料の試算（全世帯）というものを御覧いただけますでしょうか。

この中で一番上の横長のところでございます。こちらが構成比で59.8%を占めるという

形になってございますけれども、総所得金額が43万円以下の世帯、こちらの平均保険料に関しましては、青色で示してございますけれども、対前年度2.1%の減という形になっているところがございます、年額といたしましては476円の減となるところでございます。

構成比で28.8%を占めます、総所得金額が100万円から800万円の世帯につきましては減少率が大きくなっているところでございます。特に600万円から700万円の世帯につきましては、対前年度比に関して7.3%、年額として6万2,422円の減となっており、特に減少の幅を大きくしているところでございます。

今回の令和7年度の保険料率案が、均等割額の下がり幅に比べまして、所得割率の下がり幅が大きいことから、所得階層としては中間層の保険料が大きく減少する結果となったというところでございます。

構成比の2.8%を占めます総所得金額800万円から1,000万円超の世帯に関しましては、逆に保険料が上がるというふうな状況になってございます。こちらに関しましては医療分と後期支援金分の賦課限度額が合わせて3万円上がったことということが要因となるものでございます。

参考資料1の1ページ目に関しましては、全世帯の平均という数字になってございますけれども、以降のページに関しましては、主な世帯構成のケースごとに試算をするところがございますので、後ほど御確認いただければと思っておりますのでございます。

諮問事項の1つ目の御説明は以上でございます。

続きまして、諮問事項の2つ目、「低所得者の保険料の減額基準の改定」について、御説明いたします。

諮問事項資料の10ページ目を御覧ください。

こちらは、令和7年度の税制改正で、軽減措置につきまして物価の動向等を踏まえまして所得判定基準額を引き上げることとされたところでございます。これを受けまして、記載のとおり、均等割保険料の5割減額判定における基準額を29万5,000円から30万5,000円に1万円アップいたします。2割減額判定における所得基準に関しましては54万5,000円から56万円ということで1万5,000円アップするという形になったところでございます。

なお、この保険料減額に必要な費用に関しましては、全額補助されるために、保険料に影響することはありません。また、物価動向等に応じた対応という形になりますので、対象者が拡大するという事はないというふうなところでございます。

諮問事項2の御説明は以上という形になります。

続きまして、諮問事項の3、「国の通知による徴収猶予に関する制度運用への対応」についてというところを御説明させていただきます。

11ページを御覧ください。

これは、令和6年7月4日付の厚生労働省保険局国民健康保険課長名での通知を受けまして、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付について、その被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間、最長で1年間その徴収を猶予することができるよう通知が生まれ、これに併せまして条例を改正させていただくというものになるところでございます。

この通知の発出された背景等について御説明させていただきます。

認知症等で判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判明できない方が、急患として医療機関を受診した場合、即時入院等が必要になることがございます。このとき入院費用の負担能力があるか否かを不明で、直ちに支払うことができない等の事情がある場合、生活保護部局、福祉事務所が職権で生活保護の医療扶助を適用するということがございます。

この入院者が国民健康保険の被保険者であった場合、生活保護の開始により被保険者資格は一旦喪失するという形になります。医療費の全額は生活保護による医療扶助という形で、福祉事務所の対応となるところでございます。後日、この方が調査の結果、資力があるということが判明した場合、生活保護部局で支払った医療費に関しましては全額返還を求めるといった形になります。ここで大きなトラブルが発生するということになります。

こうした事案の発生を防止するために、国の通知によりまして、被保険者に負担能力が認められる場合に関しましては、本人の資力が活用できるまでの間、職権での生活保護の開始する代わりに、最長で1年間、一部負担金の徴収猶予制度を適用するように示されたところでございます。また、保険料に関しましても同様に、徴収猶予を活用することが示されたというところでございます。

このうち、一部負担金について条例で期間を定めていませんが、保険料では条例で6か月を限度として定めているところでございますので、そのため、国の通知による徴収猶予に関する制度運用に対応できるように条例を整備するというところが今回の諮問になるところでございます。

続いて、諮問4、最後でございます。「申請手続の押印廃止の推進に伴う申請様式の改正」についてでございます。

12ページを御覧ください。

区では、申請、届出、申込み等の全ての手続における区民の負担軽減、利便性の向上、デジタル化を推進していく観点から、「申請手続等で求めている押印等の見直し・廃止の方針」を定めまして、区における押印等の見直し・廃止の推進に取り組んでいる状況でございます。

国民健康保険に関する申請・届出につきまして、国が示す様式の改定により押印を必要とする様式が少なくなっているところではございますが、先ほどお伝えした方針に沿って見直しを行いまして、「新宿区国民健康保険条例施行規則」、「新宿区国民健康保険高額療養費資金貸付条例施行規則」、こちらで定める様式を改定するものでございます。

対象様式のうち、結核医療給付金受給者証交付申請書については「署名または押印」を求めていたものを「氏名の記載」とし、その他の様式に関しましては「押印の項目を削除」というものでございます。

以上、4件の諮問の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○ひやま会長** 以上で事務局の説明は終わります。

それでは、4件の諮問事項に対し、一括して質疑を行います。

各分野の皆様から幅広い意見を伺いたいと思います。

では、まず被保険者を代表する委員の皆様、窓側2列の皆様でございます。御質問のある方、御発言をお願いいたします。

(発言の声なし)

**○ひやま会長** よろしいでしょうか。

次に、保険医・保険薬剤師を代表する委員の皆様、廊下側2列の皆様でございます。御質問のある方は御発言をお願いいたします。

(発言の声なし)

**○ひやま会長** よろしいでしょうか。

次に、公益を代表する委員の皆様、真ん中の2列でございます。御質問のある方は御発言をお願いいたします。

川村委員。

**○川村委員** 川村です。

まず、保険料の引下げになるということで賛成する立場ではあるのですが、細かく確認、あるいは意見などを申し上げていきたいと思っております。

まず、経緯というところでいいますと、今年度、保険料については大幅な値上げというこ

とで、これはちょうど去年のこの運協でも反対ということで申し上げたところなんですけれども、今年度の議論ということで、先ほどお伺いした経緯は分かりました。

それで、まず納付金下がったというところで、昨年、今年度に至る、また一昨年ということで、23年度、24年度の1人当たりの医療費について過大に見積もってきたのではないかというようなところを思うわけですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

**○ひやま会長** 医療保険年金課長。

**○井出医療保険年金課長** 今委員御指摘のとおり、今年度の分に関しましては5年度と比較して大幅な増となったところでございます。こちらに関しましてはコロナの影響が非常に大きかったかなと感じているところでございまして、令和2年度、コロナが一番流行の最盛期というところに関しましては医療費自体は減になったところがございます。その反動といたしまして、令和3年度、4年度というところに関しましてはかなり急激な増が見込まれたというところで、現実、医療費に関しましても大幅な増になってきたというところがございます。その上がり幅を、前年度のほうの途中までの実績値を見て翌年度の保険料を算定する中では、医療費が今後上がってきているというふうなところの部分の大きなきなところで見込んで算定をしたというところで、5年度、6年度というところの流れが大きくなったというところがございます。ところが、実績といたしまして、やはり5年度、それから、6年度に入ってから、医療費に関しましてはかなり低くといえますか、コロナ前と同じような形での医療費動向という形でかなり落ち着きが出てきたというところがございます。この結果を受けまして、今回の7年度の保険料に関しては今の算定額に至るところでございます。

この係数に関しましては、国が算定をするというところがございますので、基本的にこういった急激な医療費の上げ下げはなかなか推計するのが難しいということがあるかもしれないのですが、こういったところが直接保険料に反映する部分がございますので、国に対しまして、こういった係数に関しては精緻な見積りをお願いしたいというところに関しましては、東京都を通じてお願いしたいと考えているところがございます。

**○ひやま会長** 川村委員。

**○川村委員** 東京都を通じて国に精緻な見積りをというようなことがありましたけれども、本当に影響が大きかったと思います。一昨年ということ言えば、世帯1人当たり保険料で言えば1万円を超える値上げ、今年度は1万3,000円を超える値上げで、本当に10万円前後の値上げが世帯ごとで見られるという状況で、この影響は非常に大きいということで反対

をさせていただいたわけです。

それで、非常に保険料が上がったという中で、被保険者の方からどういってお声が上がっていたか、お伺いしたいと思います。

○ひやま会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 やはり本算定の部分で6月に納付書を送付したというところではコールセンター等に関しましての保険料の問合せを多々いただいたというところがございます。その中の一部ではございますけれども、やはり上がり幅が大きかったということに関しましては、その内容ですとか、事情ですとか、そういったところの説明を求められたケースがあったと認識しております。

○ひやま会長 川村委員。

○川村委員 そうですね、私どものほうにも上がり幅が非常に大きいということで、特に物価高ということで言いますと、昨年度からそういう状況、今年度もそういう状況という中では本当に大きな値上げの影響があったと言えると思います。

そういうことで言いますと、今年については議論の結果ということも伺いました。納付金が減るという中ではいろいろ議論があったと伺っております。一つは納付金が下がったことを、さらにロードマップ、法定外繰入れの解消ということに使うべきではないか、こういう議論まであったと伺っておりますけれども、今の経過について伺いたいと思います。

○ひやま会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 ロードマップのほうの議論に関しましては、特別区の課長会のほうで仮算定の部分が示されたときに下げ基調という話がありました。そこで基本的にロードマップ自体をどういう形にしていくのかというところを議論の一つとして、前倒しにして下げ基調に合わせるべきというお話もあったところでございますけれども、あくまでコロナ禍におきましては延長したということがございますが、今回におきましても基本的に計画どおりやっつけようという議論の中でそのまま上げさせていただきまして、区長会総会のほうでもそのままで決めさせていただいたという経緯でございます。

○ひやま会長 川村委員。

○川村委員 私ども共産党の都議団、あと各区議団で特別区長会への申入れということをさせていただきました。内容については保険料の法定外繰入れの解消ということを優先するというような議論があるというお話もありましたけれども、やはり保険料の負担軽減をするべきであるということをお申入れをさせていただいたところなんです。今回、こういった保険料

の引下げということになったということについては評価させていただきたいと思います。

さらに、ロードマップについて、お伺いしたいわけですが、今計画どおりということで、令和7年度、2025年度ですか、26年度というところで解消していくということになるわけですが、私どもは法定外繰入れについては継続すべきであるという立場であるわけですが、これは解消したということになりますと保険料への影響、また、法定外繰入金への影響というのはどのようなようになるか、確認したいと思います。

○ひやま会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 ロードマップというところに関しましては、令和8年度に解消するところを今現在進めています。そちらのほうの負担軽減に関しましては、7年度におきましては激変緩和の影響が31億になったところがございますので、それをそのまま解消されるようになれば、当然激変緩和の形での保険料の負担は増えるというところがございます。そのことに関しては、来年度の医療費の推移の部分や本年度の決算剰余金がどのくらい出るのかという部分を合わせまして、下げの要因、上げの要因様々ありますけれども、どういったところで落ち着くのかということに関しましては、東京都がどういう形で仮係数や、また確定係数を示してくるのかを注意深く見守ってまいりたいというところがございます。

○ひやま会長 川村委員。

○川村委員 これは非常に影響が大きいということをはっきりしていると思いますので、この点については今後のというふうなお話もありましたけれども、明確に判断していきたいと思っております。

昨年度の議論でも非常に大きな値上げになったわけですが、新宿区の国保料の値上げということでは23年連続ということで、4億3,000万円あれば保険料の据置きは可能だということで私ども提案をさせて、質疑もさせていただいたところがございます。

社会保険の適用の拡大ということで、被保険者、特に比較的高所得の方が抜けてしまうという構造的な問題も起こっているというふうに、これはもう否定のできない状況だと思っておりますので、やはり法定外繰入れをすること抜きには、所得の低い皆さん、43万までの所得の方がほぼこれは6割ということで先ほどの表にもありましたけれども、そうしたところへのしっかりとした財政的な手当が必要だと思っておりますけれども、その点を伺っておきたいと思っております。

○ひやま会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 法定外繰入れの解消に関しましては、国のほうから示されている都道府県単位での保険料の統一というところのステップとして重要な部分と位置づけて考えるところでございます。ほかの道府県におきましては法定外繰入れが既がないというところもかなりございますので、そういった一般財源から充当するというところに関しましてはなかなか区民の方の御理解というところの部分も難しいところもあるかもしれませんので、我々としては保険料の収入というふうなところを検討で上げるとともに、医療費の適正化というところも相まって医療費の削減を目指して、基本的にそういったところの解消を目指さなければいけないという大きな命題と捉えているところでございます。

○ひやま会長 川村委員。

○川村委員 その点、見解の違うところでありますが、私どもは主張してまいりたいと思います。

最後確認して、この点、諮問事項の一番初めのところを最後確認したいところでは、今回、引下げということは可とはするんですけども、やはり昨年度の引上げが非常に大きかったということでは、一昨年と比較してどうかというところも伺いたいと思いますけれども、保険料のところで一昨年との比較でどのようになっているか、伺っていききたいと思います。

○ひやま会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 先ほど資料1の部分でお示したところに関しましては、これは令和7年度に関しましては下げ基調というところで、その右上のところがございますけれども、数字が小さくて大変恐縮なんですけれども、1人当たり保険料に関しましてはこの表の中の増減といたしましては5,745円の減というふうな形になっていまして、それは昨年度の部分に関しましてが1万6,263円ということで、かなり真逆な動きになってございます。理由といたしましては冒頭で説明した医療費の動向というところが大きな要因としてあるんですけども、ただ、その推計がここに現れている部分がございますので、先ほど申しましたけれども、係数の出し方、捉え方というふうなところがポイントになっているところでございますので、そういったところを繰り返し東京都を通じまして国のほうに、本当に保険料に直結する部分でございますので、こういったところの数字の出し方によってかなり、年度ごとに大きな波が出るというのもあまりいいことではないと考えておりますので、その部分を長期的といいますか、ある程度直前のところに左右されないような形で、長期的な部分で保険料の係数の出し方というものを考えていただけないかというところでは意見は申し述べてまいりたいというように考えているところでございます。

○ひやま会長 川村委員。

○川村委員 来年度、保険料が下がるとは言え、昨年度と比較するとやはりまだ高いというようところがよく分かりました。

今年、保険料の引上げが大きかった中で、滞納ですとか差し押さえですとか、本当に支払いが大変というような状況も起こっていたかと思います。今回の引下げには賛成ですが、やはりしっかりとした財政的な手当てというものをして、保険料については引下げということを主張はしたいというふうに思います。

あと低所得者の保険料の減額基準の改正については、先ほどの御説明で理解できました。

また、国の通知による徴収猶予に関する制度運用への対応についてというところでは、新宿で具体的にこういった状況があったのかどうか、この点を伺っておきたいと思います。

○ひやま会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 国の通知による徴収猶予に関する制度対応というところでございますけれども、これは制度絡みというところでございます。いわゆる行旅病人ですとか、そういったところのケースの形になるところでございまして、私も福祉事務所の課長をやっているときそういうケースがかなりあったというところで感じているところでございます。

ただ、その段階の中で、保険の部分と重なって、多額な生活保護の医療扶助を63条に基づき返還請求という形でやったということはないかなというところでございます。その辺ある程度福祉事務所の調査能力がかなり高いところがございまして、速やかに、その方の医療ですとか、そういったところが明らかになった段階で、保険なのか、社会保険なのか、医療扶助なのかというふうなところをうまく対応できているかなというところがございまして。ただ、ほかの区市町村においてはそういったところで調査がなかなか難航し、多額の医療費扶助がかかって、返還に100万単位のお金がかかり、その返還を求めたところ裁判になって敗訴したというケースがあったので、このような通知の取扱いになったというところで聞いたところでございますので、今のところ新宿においてはこういうケースは想定はされていないし、実際はないと認識をしているところでございます。

○ひやま会長 川村委員。

○川村委員 新宿区においては適切にといいますか、被保険者の方に不利益にならないように対応していただいているということで、その点は安心いたしました。規定の整備というところで理解いたしました。

最後の申請手続の押印廃止の推進に伴う申請様式の改正については、特段指摘はありません。

ん。

以上です。

○ひやま会長 山口委員。

○山口委員 今回の川村委員の質問に対する御答弁でかなりよく分かった点が多かったので、私からは数点だけですけれども、まず、コロナの激変緩和措置のことなんですけど、これ、99%ということで、今後のお話をされておりましたけれども、激変緩和措置が始まったときの議論から、現在はコロナは落ち着いたけれども、やはりかなり物価高が続いておりまして、生活への負担というのがとても大きくなっているわけで、そのあたりの特別区の議論の中では、今の状況ですね、物価高であったり、様々な今の経済状況などの話はどのように出ていたのか教えていただきたいのですが。

○ひやま会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 こちらのほうのロードマップも粛々と令和8年度に解消に向けて続けていくという議論の中では、今現在の経済状況というところの部分も議論の中ではあったところがございますけれども、ある程度下げ基調、今回保険料が下がるというところの部分に関しましては、こういった形のロードマップに関しましては、そういう平成29年の区長会の方針はありますので、その方針どおりに進めることが、前進することも非常に大切であるという中で、今回は計画どおり進めさせていただいて、特別区、当然、東京都下における保険料の統一という重要なステップであるという認識の中で計画どおり進めていこうという議論に落ち着いたというところがございます。

○ひやま会長 山口委員。

○山口委員 ロードマップの件も先ほどの答弁であったところではありますが、1万円下がると言っても、1万円の価値が以前とは大分変わってきているところがあると思っております。お昼御飯を食べるにも1,000円ではこのあたりでは食べられないというような状況だったり、キャベツの値段が500円以上して、900円なんていうところもあるというような、本当に生活に対する影響が大変大きいので、このロードマップの件に関しては進めなければならないところもあると思いますけれども、やはり議論の中にぜひ経済状況に関しては丁寧に拾っていただけたらと思います。

それから、もう1点、御質問としては、今回下がる点に関しては私も本当に賛成したいと思っておりますが、上がってしまう方ですね、一部の増加率が大きい、例えば1,000万円を超える世帯の方の場合は年額3万円くらい増えるということで、このあたり、先ほども川村

委員がおっしゃっていましたが、高所得者層に関して言えば、これだけどんどん上がっていくのであればもう国保から抜けるというような判断がさらにされてしまう恐れもあるのかなという点があります。こういった被保険者の皆さんに対する説明として、今回どのような形で説明を予定されておりますでしょうか。

○ひやま会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 こちらの賦課限度額のところに関しましては、国のほうの精緻な議論の中で今現在の経済状況ですとか、そういったところを加味しながら、3万円というふうな形で上げる決定をしたというところでございます。

昨年度も中間層のところというのは大幅な値上げになったときも、所得がある程度多い方に関しましては値上がり率が低く抑えられたというところがございます。その辺のところを総合的に勘案しまして、国のほうで賦課限度額を今回上げさせていただいたというふうになっているところでございます。

その辺の議論に関しましては社会保障に関する負担をどういうふうな形でもっていくのか、全世代のことですとか、所得の階層に応じてどう徴収をしていくのかの議論の中でそういうことは決定をされたという認識をしているところでございますので、今後、またそのような社会保障の負担率をどうしていくのかというところは、103万円の壁とかいろんな考え方があっていう中でどういう位置づけになるのか、国のほうの議論を注意深く見守ってまいりたいと考えているところでございます。

○ひやま会長 山口委員。

○山口委員 もうおっしゃるように社会保障の在り方に関わってくることなので、この通知を受け取った側としては金額だけ見るとかなり驚く方もいらっしゃると思いますし、少しは下がったというふうに印象を持つ方もいらっしゃると思いますけれども、ぜひ通知の中でも社会保障の在り方について区が考えていることを伝えていただいたりとか、ホームページなどでもなぜこういう金額になって、新宿区としてはこういう社会保障を目指しているんだということを伝えていただきたいと思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○ひやま会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 今特別区においては、新宿区は特別区の基準保険料を採用しているというところがございますので、新宿区単独でどういった意見を出すのかというのがありますし、またその辺は特別区長会のほうでどういう考えを打ち出すのかというところがご

ございますので、これはまた課長会ですとか、そういったところでどういう形で丁寧な御説明をするかというところに関しましては、持ち帰り、いろいろ話をさせていただければと思います。

○ひやま会長 山口委員。

○山口委員 ありがとうございます。

やはり皆さんが納得がいくようなものってなかなか出しにくいとは思いますが、せめてホームページでも構いませんので、できるだけ分かりやすく伝えていただければと思います。

以上です。

○ひやま会長 古畑委員。

○古畑委員 まず、歳出減の高額療養費の話をお伺いしたいのですけれども、ちょっと国の動向がまだ定まっていないというところで、これは結局上げないといった話になった場合、保険料が足りなくなるとか、法定外繰入れをしなければいけないとか、そこら辺の見込みはどうなのでしょう。

○ひやま会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 こちらの高額療養費に関しましては、先ほどの国のほうの計算としては0.21%減になるというようなところの説明があって、納付金の算定が行われたというところでございます。ところが、今回、国のほうであのような議論がされた中で、基本的に適用というところが先送りというような形になる中で、これからこのまま7年度を迎える形になりますと、委員御指摘のとおり、当初、納付金に基づく保険料が変わらないという形になりますので、これに対する納付金はそのままの金額を上げるという形になります。ところが、保険給付自体が高額医療費にマイナス分が適用されないという形になりますと保険給付が足りなくなる可能性がある。それはいわゆる東京都から普通交付金が足りなくなる可能性があるというところでございます。これに関しまして、東京都におきましては納付金は変えることができないので、保険給付費を、普通交付金の段階で、いわゆる東京都が現在令和5年度で決算剰余金が199億出て、156億を保険料の圧縮に使った残りの分を適用するか、もしくはそれでも足らなければ、財政安定化基金、こちらを充当するというような形で今のところ見解は示されているということで、区民の方の保険料ですとか、各区市町村への影響はないような運用を行うと示されているという状況でございます。

○ひやま会長 古畑委員。

○古畑委員 分かりました。何とか今までの貯金などを使ってうまくやったださるんだなという事で理解いたしました。

次なんですけれども、収納率の割戻しを行わないということなんですけれども、本会議に質問させていただいた、かなり永住者でない外国人の方の未済額とか滞納額がありますので、これをそもそもちゃんと取れば、こんな保険料値上げという話にもならないかなと思うんですけれども、今後滞納対策などはどのようにしていくつもりでしょうか。

○ひやま会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 予算額の段階では、収納率のところを9割見させていただいて、ただ、今回6年度の補正の段階では84%という形になりまして、5年度における収納率も84%台というところでございます。残り16%は滞納繰越という形で、滞納繰越分についても収納率をアップするような状況になってございますけれども、最終的には不納欠損という形で、一般財源からの穴埋めという状況になっています。

これに関しましては区としても非常に問題と思っております、何とか収納率を上げるというところを考えた中で、今年4月から新しく、我々が納付推進を行っている部分に関しまして滞納対策課という新しい組織を立ち上げまして、課税部門の収納係と一体化しながら、そこでのお互いの持っているノウハウを持ちながら、基本的に収納率のアップ、向上に努めていくというところで、一例といたしましては外国人の方の話もありましたけれども、外国人に関しましては例えば税のほうでは出入国在留管理庁に在留の確認等を行っているというところがございます。そういったところも活用し、速やかに在留資格の確認を行い、既に日本に在住してないということを確認した場合は、基本的に執行停止をかける。他の人材に関しましては現年度分の収納対策に回すなど、様々な手法を使いながら収納率の向上に新たに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○ひやま会長 古畑委員。

○古畑委員 ありがとうございます。ぜひ滞納対策課、すごい期待しております。収納率の改善が国保の一番大きな問題の解決につながっていくかなと思うので、期待しているところでございます。

次の質問ですが、低所得者の保険料の減額基準なんですけれども、こちらは日本人の方だけに適用するとかというのは条例の変更などで可能ではないでしょうか。そこら辺をお伺いできたらと思います。

○ひやま会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 国の法令の中で被保険者と定めている部分がございます。法令の範囲内で我々としては新たな条例や規則を定めるという形になっておりますので、その条例の趣旨に反するような形で新たに何かを定めるというのはなかなか難しいという認識でございます。

○ひやま会長 古畑委員。

○古畑委員 ありがとうございます。新宿区にはかなり留学生の数とかも多くて、いわゆる非就労の方がかなりいらっしゃるのですけれども、23区会とかで国のほうに非就労ではない方に関しては減免措置を外すべきであるとか、そういうのを求めていくお考えなどはあるのでしょうか。

○ひやま会長 医療保険年金課長。

○井出医療保険年金課長 外国籍の方の国保の取扱いですとか、収納ということに関しまして国のほうが基本的に調査を行っているところでございます。ところが、収納という部分に関しましては今回在留管理庁と国のほうに確認したときには、今までそういった統計とかは取ってなかった、着目はなかなかしてなかった部分があるのですけれども、このところ、そういった在留資格の部分に関しまして、公租公課の支払いがないケースにおいて、資格を変更する取組というところも明らかになっている部分がございますので、そういったところに着目をしまして、全国市区町村のアンケート調査、状況がどうなっているのかというアンケート調査を行っているという状況でございます。その中でそれが資料となって、外国人の方の取扱いに関して、国として何か対策を考えるのかというところでございますので、そういったところに関しましては今の新宿区というのは川口市の次に外国籍の方が多い地方自治体でございますので、そういったところでアンケート、もしくはヒアリングがあった際には新宿区の立場として意見はしっかり国のほうにも申し述べたいと考えているところでございます。

○ひやま会長 古畑委員。

○古畑委員 ありがとうございます。ぜひ新宿区の現状というものを伝えていただけたらなと思います。やはり本当に困っている方が減免措置をきちんと受けられて、保険料を抑えていくためには、新宿区において外国籍の方の問題というのは切り離せないと思いますので、ぜひ継続した取組のほうをよろしくお願いします。

以上です。

○ひやま会長 ただいま幾つかの御意見が出されました。

最後に、改めて全委員の皆様方にお伺いさせていただきます。

これらの意見を受け、ほかに御意見、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

○ひやま会長 以上で諮問事項に係る質疑を終わります。

それでは、ただいまより諮問事項に対する答申についてお諮りをいたします。

会場にお集まりの委員の皆様には、諮問事項ごとに挙手により採決を行いたいと思いたすが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ひやま会長 異議なしとのことですので。

それでは、採決に入ります。

まず、1点目の諮問事項「新宿区国民健康保険料率の改定について」、賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○ひやま会長 ありがとうございます。

賛成全員でございますので、本諮問事項を「適当と認める」旨、答申することと決定いたします。

次に、2点目の諮問事項「低所得者の保険料の減額基準の改定について」、賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○ひやま会長 ありがとうございます。

賛成全員でございますので、本諮問事項を「適当と認める」旨、答申することと決定いたします。

次に、3点目の諮問事項「国の通知による徴収猶予に関する制度運用への対応について」、賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○ひやま会長 ありがとうございます。

賛成全員でございますので、本諮問事項を「適当と認める」旨、答申することと決定します。

次に、4点目の諮問事項「申請手続の押印廃止の推進に伴う申請様式の改正について」、

賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○ひやま会長 ありがとうございます。

賛成全員でございますので、本諮問事項を「適当と認める」旨、答申することと決定いたします。

以上で本日の予定していた審議は全て終了となります。

最後に、区から御発言等ございますか。

区長。

○吉住区長 長時間にわたりまして御審議をいただき、ありがとうございました。

本日の答申の趣旨を受けまして、令和7年第1回定例会に、新宿区国民健康保険条例の一部を改正する条例案を提出させていただきます。

本日は、お忙しいところ御出席いただきありがとうございました。

○ひやま会長 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の令和6年度第3回新宿区国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

委員の皆様、御協力ありがとうございました。

午後4時07分閉会